

島根県建設工事入札参加者選定要領

(趣旨)

第1条 島根県総務部、防災部、農林水産部及び土木部所管建設工事の請負契約に係る指名競争入札参加者の選定及び随意契約の相手方とする者の選定については、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号。以下「会計規則」という。）、島根県建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱（平成14年島根県告示第1916号。以下「審査要綱」という。）及び島根県建設工事入札参加資格者格付要領（平成15年3月26日付け管発第293号土木部長通知。以下「格付要領」という。）その他の法令に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「県内業者」とは、主たる営業所（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第2条第1号に規定する許可申請書に記載する主たる営業所。以下同じ。）を島根県内に有する者をいう。

2 この要領において「県外業者」とは、主たる営業所を島根県外に有する者をいう。

3 この要領において「準県内業者」とは、県外業者のうち建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する営業所を島根県内に有することについて知事の認定を受けた者をいう。ただし、電気工事業及び管工事業にあっては、審査要綱第3条の規定に基づき知事が認定した日に、島根県内市町村に住民登録されており、当該業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者（1級又は2級電気工事施工管理技士、1級又は2級管工事施工管理技士）を島根県内の営業所に10名以上配置していることについて知事の認定を受けた者をいう。

(入札参加者選定の基本方針)

第3条 入札参加者の選定に当たっては、次に掲げる事項を基本方針とする。

- (1) 選定に当たっては、格付要領に定める建設業有資格者名簿に登載された者のうちから選定すること。
- (2) 業者の技術力、施工能力、有資格技術者の有無、建設機械の保有状況、施工実績等に留意すること。
- (3) 選定に当たっては、県内業者を優先して選定すること。
- (4) 工事の性質等により、県内業者に発注することが適当でない場合及び県内業者のみでは第5条に規定する基準数を満たさない場合は、県外業者を選定することとするが、これらの場合にあっては準県内業者を優先して選定すること。
- (5) 当該会計年度における選定及び受注の状況を勘案し、選定が特定の有資格者に偏しないように留意すること。
- (6) 当該工事に係る計画・設計の業務（受注年度が異なる場合も含む）を受託した者は、原則として当該工事の入札において選定の対象から除外すること。
- (7) 選定しようとする者の間に別に定める資本関係又は人的関係がないこと。

(入札参加者の選定基準)

第4条 入札参加者の選定に当たっては、次の事項を基準とする。

- (1) 土木一式工事及び建築一式工事の入札参加者の選定に当たっては、別表（1）に掲げる「請負対象設計金額」の欄の区分に対応した当該等級欄に掲げる等級に属する者のうちから選定するものとする。

- (2) 工事の性質又は施工箇所の地理的条件から、前号の有資格者のうちからの選定が困難又は適当でないと認められる場合には、別表(2)の範囲内において、直近の上位の等級に属する有資格者を選定することができる。
- (3) 工事成績が特に優秀な者又は工事の施工箇所に近接して建設業法に規定する本・支店若しくは営業所を有する者等を当該入札に参加させることが適當であると認められる場合には、別表(2)の範囲内において、直近の下位の等級に属する有資格者から施工能力等を考慮して選定することができる。
- (4) 緊急に施行する必要がある災害復旧工事、特殊な技術を要する工事、工事内容及び現場条件から高度な技術を必要とする工事又はあらかじめ総務部長、防災部長、農林水産部長若しくは土木部長の承認を得た特別の理由がある場合には、第1号及び第2号の規定にかかわらず、別表(2)の範囲を超えて、又は当該工事の属する工事種別の有資格者で2等級以上上位の等級に属する者を選定することができる。
- (5) アスファルト舗装工事及び法面処理工事の入札参加者の選定に当たっては、別表(3)により選定するものとする。
- (6) 格付を行わない工事種別の工事の入札参加者の選定に当たっては、客観点数を基準として行うものとする。
- (7) 選定に当たっては、次のアからクまでに掲げる事項に係る別記指名競争入札参加者選定に係る運用基準に照らして行うものとする。
- ア 不誠実な行為の有無
イ 経営状況
ウ 工事成績
エ 当該工事に対する地理的条件
オ 手持工事の状況
カ 当該工事施工についての技術的適性
キ 安全管理の状況
ク 労働福祉の状況
- 2 前項第2号、第3号及び第4号による場合には、入札参加者指名推薦調書の記事欄にその理由を明記しなければならない。

(選定する入札参加者の基準数)

- 第5条 土木一式工事及び建築工事一式工事の入札参加者は別表(1)、アスファルト舗装工事及び法面処理工事の入札参加者は別表(3)に掲げる「請負対象設計金額」の欄の区分に対応した同表の「選定基準数」の欄に掲げる数以上を選定するものとする。ただし、基準数に満たない妥当な理由がある場合は、この限りではない。
- 2 格付を行わない工事種別の工事の入札参加者は、工事ごとに工事の種類、規模、内容、有資格者の施工能力等を十分考慮した適切な数を選定するものとする。

(共同企業体の選定)

- 第6条 共同企業体は、単一企業として取り扱うものとし、その選定に当たっては、第4条の規定を準用する。

(随意契約の相手方の選定基準)

- 第7条 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項の規定に基づく随意契約の相手方は、第3条及び第4条の規定を準用して選定する。
- 2 地方自治法施行令第167条の2第1項第7号の規定に基づく随意契約にあっては、前

項の規定によるほか、時価に比して著しく有利な価格で契約を締結する見込みのある資格者があるときは、当該資格者を相手方に選定することができる。

(入札参加者指名審査会)

第8条 入札参加者の決定及び随意契約の相手方の選定に必要な審査を行うため、総務部、防災部、農林水産部及び土木部に入札参加者指名審査会（以下「審査会」という。）を置くものとする。

(審査会の構成員)

第9条 審査会は、次の表に掲げる組織毎に置き、各職の委員をもって組織する。ただし、土木部各課審査会のうち、構成員が5名未満の場合は、土木部技術管理課の統括技術専門監又は技術専門監を加え、また、各事業所審査会のうち、構成員が5名未満の場合は、本所の審査会の構成員の中から、あらかじめ所長が定めた委員を加え、構成員数を5名とするものとする。

1 総務部

審 査 会	委 員
総務部審査会	部長、次長、総務課長、管財課長、営繕課長、提案事業の担当課長及び室長
総務部各課審査会	課長、管理監、室長、上席調整監、調整監、グループリーダー等
総務部地方機関審査会	所長、局長、部長、調整監、企画幹、課長等

2 防災部

審 査 会	委 員
防災部審査会	部長、次長、消防総務課長、防災危機管理課長、原子力安全対策課長、提案事業の担当室長
防災部各課審査会	課長、管理監、室長、上席調整監、調整監、グループリーダー等
防災部地方機関審査会	所長、部長、校長、副校長、調整監、課長等

3 農林水産部

審査会	委員
農林水産部審査会	部長、技監、次長、参事、農林水産総務課長、提案事業の担当課長及び室長
農林水産部各課審査会	課長、管理監、室長、上席調整監、調整監、グループリーダー一等
農林水産部地方機関審査会	局長、所長、総務企画部長、調整監及び企画幹（農林振興センター又は隠岐支庁農林局の調査計画スタッフ又は総務担当に属する者に限る。）、隠岐支庁水産局及び各水産事務所の課長、出張所長

※農林水産部地方機関には、隠岐支庁農林局、隠岐支庁水産局を含む。

4 土木部

審査会	委員
土木部審査会	部長、技監、次長、参事、土木総務課長、建設産業対策室長、技術管理課長、統括技術専門監、提案事業の担当課長及び室長
土木部各課審査会	課長、管理監、室長、統括技術専門監、調整監、上席技術専門監、技術専門監、提案事業担当グループリーダー（その他のグループリーダー、企画幹を加えることができる。）
土木部地方機関審査会	
隠岐支庁県土整備局審査会	局長、所長、管理監、部長、事業所長（事業所管内の案件審査に限る。）、統括調整監、上席調整監、調整監、技術専門監、企画幹（企画調整スタッフ）、課長等（原則として提案工事の担当課長及び契約担当課長とする。）
県土整備事務所審査会	
各事業所審査会	事業所長、調整監、課長
隠岐支庁県土	

整備局島前事業部審査会	事業部長、課長
浜田河川総合開発事務所審査会 出雲空港管理事務所審査会 宍道湖流域下水道管理事務所審査会 浜田港湾振興センター審査会	所長、部長、調整監、技術専門監、課長等（原則として提案工事の担当課長及び契約担当課長とする。ただし、部長を置かない地方機関については他の課長を加えることができる。）

(審査会の審査範囲)

- 第10条 審査会の審査範囲は、請負対象額の区分により、次の各号によるものとする。
- (1) 各部審査会は、2億円以上の建設工事について、随意契約の相手方の選定審査を行うものとする。
農林水産部審査会の審査範囲には、県土整備事務所（隠岐支庁にあっては県土整備局。）で執行する農林土木工事の選定審査を含むものとする。
 - (2) 各部各課審査会は、当該課において所管する2億円未満の建設工事について、指名競争入札参加者の指名審査及び随意契約の相手方の選定審査を行うとともに、2億円以上の建設工事について、随意契約の相手方の推薦を行うものとする。
 - (3) 各部地方機関（隠岐支庁県土整備局島前事業部及び土木部の各事業所を除く。）審査会は、2億円未満の建設工事について、指名競争入札参加者の指名審査及び随意契約の相手方の選定審査を行うとともに、2億円以上の建設工事について、随意契約の相手方の推薦を行うものとする。
 - (4) 土木部の各事業所審査会は、1億円未満の建設工事について、指名競争入札参加者の指名審査及び随意契約の相手方の選定審査を行うものとする。
 - (5) 隠岐支庁県土整備局島前事業部審査会は、1,000万円未満の建設工事について、指名競争入札参加者の指名審査及び随意契約の相手方の選定審査を行うものとする。

(審査会の運営)

- 第11条 各審査会の運用は、次の各号によるものとする。

- (1) 審査会は、半数以上の委員の出席がなければ開催することはできない。
- (2) 審査会に出席した委員は、選定した指名調書に押印しなければならない。
- (3) 審査会の会議は、公開しない。
- (4) 審査会の委員は、会議の内容を他に漏らしてはならない。

(附 則)

- 1 この要領は、平成5年11月1日から施行する。
- 2 「島根県土木部建設工事入札参加者選定要領」は、廃止する。
- 3 この要領は、平成6年4月1日から施行する。

- 4 この要領は、平成 6 年 7 月 1 日から施行する。
- 5 この要領は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 この要領は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 7 この要領は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 8 この要領は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- 9 この要領は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 10 この要領は、平成 12 年 4 月 24 日から施行する。
- 11 この要領は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 12 この要領は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。
- 13 この要領は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 14 この要領は、平成 15 年 3 月 1 日から施行する。

別記「補償コンサルタント業務入札参加者等選定に係る運用基準」及び「島根県農林水産部建設工事入札参加者選定要領」は、廃止する。

- 15 この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 16 この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 17 この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 18 この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 19 この要領は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。
- 20 この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 21 この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 22 この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 23 この要領は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。
- 24 この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 25 この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 26 この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 27 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 28 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 29 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表（1）
選定基準表

ア 土木一式工事

等 級	請負対象設計金額	選 定 基 準 数
A	4, 000万円以上	10者程度
B	1, 000万円以上 4, 000万円未満	10者程度
C	1, 000万円未満	10者

イ 建築一式工事

等 級	請負対象設計金額	選 定 基 準 数
A	4, 000万円以上	20者
B	1, 000万円以上 4, 000万円未満	15者
C	1, 000万円未満	10者

別表（2）

ア 土木一式工事

請負対象設計金額	格付等級	運用できる範囲
5,000万円以上	A	
4,000万円以上 5,000万円未満	A+B	B業者は管内成績優秀者
2,000万円以上 4,000万円未満	A+B	B業者を必ず選定
1,000万円以上 2,000万円未満	A+B+C	同上、Cは管内成績評定優秀者
1,000万円未満	B+C	C業者を必ず指名

※評定成績優秀者とは、前年度に完成した全ての工事成績評定平均点が、B等級76点以上、C等級73点以上のもの。

イ 建築一式工事

請負対象設計金額	格付等級	運用できる範囲
5,000万円以上	A	
4,000万円以上 5,000万円未満	A+B	B業者は管内成績優秀者
2,000万円以上 4,000万円未満	A+B	B業者を必ず選定
1,000万円以上 2,000万円未満	A+B+C	同上、Cは管内成績評定優秀者
1,000万円未満	B+C	C業者を必ず指名

※評定成績優秀者とは、前年度、前々年度に完成した建築一式の工事成績評定平均点が、B等級76点以上、C等級73点以上のもの。

別表（3）

ア アスファルト舗装工事

請負対象設計金額	格付等級	選定できる範囲	選定基準数
1億円以上	A		10者程度
1,500万円以上 1億円未満	A+B	B業者は管内及び隣接管内業者（※2）、隣接B業者（※1）は総合点数1,000点以上	10者程度
250万円以上 1,500万円未満	A+B+C	A業者は管内及び隣接管内業者 B業者は管内及び隣接管内業者（※2）、隣接B業者（※1）は総合点数1,000点以上 C業者は管内業者	10者程度
250万円未満	A+B+C	A業者は管内及び隣接管内業者 B業者は管内及び隣接管内業者（※2）、隣接B業者（※1）は総合点数1,000点以上 C業者は管内業者	10者

※1 1,500万円以上1億円未満、250万円以上1,500万円未満及び250万円未満の工事における、隣接B業者の参加は、平成29年度及び平成30年度の2カ年の措置とする。

※2 隣接管内の取扱い等については、「島根県建設工事簡易型一般競争入札取扱方針」による。

イ 法面処理工事

請負対象設計金額	格付等級	選定できる範囲	選定基準数
1億円以上	A		10者程度
1,500万円以上 1億円未満	A+B	B業者は管内及び隣接管内業者（※2）、隣接B業者（※1）は総合点数900点以上	10者程度

250 万円以上 1,500 万円未満	A + B + C	A 業者は管内及び隣接管内業者 B 業者は管内及び隣接管内業者（※2）、隣接 B 業者（※1）は総合点数 900 点以上 C 業者は管内業者	10 者程度
250 万円未満	A + B + C	A 業者は管内及び隣接管内業者 B 業者は管内及び隣接管内業者（※2）、隣接 B 業者（※1）は総合点数 900 点以上 C 業者は管内業者	10 者

※1 1,500 万円以上 1 億円未満、250 万円以上 1,500 万円未満及び 250 万円未満の工事における、隣接 B 業者の参加は、平成 29 年度及び平成 30 年度の 2 カ年の措置とする。

※2 隣接管内の取扱い等については、「島根県建設工事簡易型一般競争入札取扱方針」による。